

○電話勧誘で契約をしたときは、クーリング・オフができます。

事業者からの電話勧誘を受けて契約をした場合は、特定商取引法に定める「電話勧誘販売」に該当します。もし、電話で海産物の購入を承諾してしまっても、特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、書面またはメール等によりクーリング・オフすることができます。

○断ったのに一方的に商品が届いても受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。

受け取ってしまった場合でも、販売業者に対し返金を求めることができます。

断ったにもかかわらず一方的に商品が届いた場合は、送り主の名称や所在地をメモするなどして事業者の情報を控えてから、受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。もし、代引配達で代金を支払い、商品を受け取ってしまった場合でも、一方的に送り付けられた商品については代金を支払う必要はありませんので、販売業者に対し返金を求めましょう。商品の受け取り後に代金を請求された場合も、応じないようにしましょう。

○不安なとき、トラブルになったときは消費生活センターや警察等に相談しましょう。

.....

「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受け付け、公正な立場でトラブル解決のための助言、あっせん（消費者が当事者として事業者と交渉するための手助け）、情報提供などを行います。

◇ご相談はこちらへ

消費者ホットライン：188（全国共通・局番なし3桁）番で、最寄りの消費生活相談窓口、又は国民生活センターへつながります。

日曜日もご相談できます。（年末年始除く）

.....

2. 講座「ふせごう！高齢者のくらしのトラブル」オンデマンド動画配信のお知らせ

茨城県消費生活センターでは、高齢者の消費者トラブルに関する専門家を招いて研修を実施し、ライブ配信した消費者教育啓発講座「ふせごう！高齢者のくらしのトラブル」の動画をYouTubeにて配信しています。

配信期間：令和6年1月19日（日）まで

配信内容：

第1回 高齢者に多い消費者トラブル

第2回 高齢者のインターネットトラブル

第3回 老後に備える

第4回 住宅にまつわるトラブル ーリフォーム工事を中心にー

詳しい内容は、HP「いばらき消費生活なび」をご覧ください↓↓↓

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/educate/r5participant.html>

視聴を希望する方は、以下のメールアドレスあてに、タイトルを「視聴希望」、本文に「氏名」を記載して送信してください。後日、当センターからログイン用のメールを返信します。

syose06@pref.ibaraki.lg.jp

なお、当動画は個人の閲覧に限定するものとし、無断で複製や転載等を行うことは禁止しておりますので、ご注意願います。

.....
※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活ナビ」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが
mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp までご連絡ください。

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL : 029-224-4722

FAX : 029-226-9156

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■